

## 防災豆知識

しっかり確認して  
備えましょう

## 避難情報の新名称と行動

■避難準備・高齢者等避難開始  
(変更前：避難準備情報)

・避難に時間を要する人(高齢の人、障がいのある人、乳幼児など)と、その支援者は避難を開始しましょう。  
・その他の人は、避難の準備を整えましょう。

■避難勧告(変更無し)

・速やかに避難場所へ避難をしましょう。

・外出することで、かえって命に危険が及ぶ状況では、近く

の安全な場所、自宅内より安全な場所に避難しましょう。

■避難指示(緊急)

(変更前：避難指示)

・避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。  
・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

※防災行政無線、テレビ、ラジオなどを使用し発信します。

☎危機管理課危機管理係 286・3210

## 地域安全 ニュース

御船署管内で、車上ねらい、乗り物盗が発生しています

## 車上ねらい・乗り物盗に要注意!

被害を防ぐためにも、次のことに注意しましょう。

- 自動車、自転車、オートバイから離れるとき、わずかな時間でも必ずカギをかけましょう。
- 車から離れるとき、窓も閉め、車内に貴重品を残さないようにしましょう。
- 路上にとめず、駐車場・駐輪

- 自宅や学校の駐輪場でも必ずカギをかけましょう。
- 自転車は必ず防犯登録をしましょう。
- 防犯の基本はツーロック!



☎御船地区防犯協会連合会 御船警察署 282・1110

## かしこい消費者

「教えて! 契約」

## 中途解約をするとき

■特定商取引法による中途解約

① 特定継続的役務提供契約

エステティックなど継続的に提供される6つの役務(サービス)契約のうち、一定の期間を超え、かつその支払額が5万円を超えるものについては、中途解約ができます。

その場合、契約書に損害賠償額の定めや違約金の定めがあっても、その額は制限されます(エステティック、語学教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービス)。

また、役務の提供に際し関連商品を購入した場合、その購入契約も解除することができます。ただし、関連商品を使用した場合には、使用した分の商品の費用、役務が提供されていた場合には、役務の対価に相当する額を支払う必要があります。

② 連鎖販売取引(マルチ商法)

いわゆるマルチ商法では、いつでも連鎖販売組織から脱退することが認められています。

また、入会后1年以内に退会した場合、退会の申し出前90日以内に受け取った商品で、未使用のものについては、解約・返品することができません。その場合、違約金の上限は返品する商品の売買代金の10%となります。



■解約の制限・損害賠償の特約

消費者契約では、事業者が作成する契約書の中で中途解約を禁じている場合、消費者の利益を一方的に害するものとして、無効になる場合があります。

また、中途解約に伴う損害賠償額を予定し、または、違約金を定めている場合、これらの合算額が、平均的な損害を超えるときは、その超える部分は無効とされます。

☎上益城広域消費生活相談室(危機管理課危機管理係) 286・3210